

令和7年 第3回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 7年 4月28日 開会

令和 7年 4月28日 閉会

大 樹 町 議 会

令和7年第3回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年4月28日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第44号 大樹町税条例の一部改正について
- 第 6 議案第45号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 7 議案第46号 大樹町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 8 議案第47号 大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第48号 令和7年度大樹町一般会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第49号 令和7年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第52号 財産の取得について
- 第14 選任第 1号 委員会の委員の選任について
- 第15 選任第 2号 委員長及び副委員長の選任について

○出席議員（12名）

1番 播間章浩	2番 寺嶋誠一	3番 辻本正雄
4番 吉岡信弘	5番 西山弘志	6番 船戸健二
7番 杉森俊行	8番 西田輝樹	9番 安田清之
10番 志民和義	11番 菅敏範	12番 齊藤徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	黒川 豊
副町長	松木 義行
総務課長	吉田 隆広
総務課参事	杉山 佳行
宇宙航空課長	菅 浩也
住民課長	牧田 護

保健福祉課長兼子育て支援室南十勝こども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長
町立病院事務長

水 津 孝 一
下 山 路 博

<教育委員会>

教 育 長
社会教育課長兼図書館長

沼 田 拓 己
井 上 博 樹

<監査委員会>

代表監査委員

北 林 博 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長
係 長

佐 藤 弘 康
須 藤 恭 弥

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回大樹町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

7番 杉 森 俊 行 議員

8番 西 田 輝 樹 議員

9番 安 田 清 之 議員

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長、安田清之君。

○安田議会運営委員長

本日、4月28日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議をいたしましたので、報告申し上げます。

本臨時会への提出案件は、条例の一部改正4件、補正予算が2件、契約の締結が2件、財産の取得が1件、委員の選任が1件、委員長並びに副委員長の選任が1件であります。

これらの状況を考慮し、検討した結果、会期については、本日1日間とし、日程はお手元に配付したとおりであります。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われるようよろしくお願いいたします。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4 行政報告を行います。

黒川町長。

○黒川町長

令和7年3月4日開催の第1回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番の地震津波避難訓練の実施につきましては、3月18日に、沿岸地域を対象として、地震津波避難訓練を実施しております。浜大樹、旭浜など4地区で77名の参加をいただいております。

2番の町長と語る会の開催につきましては、美成行政区及び、子育て環境を考える有志メンバーから要請をいただき、3月5日、28日にそれぞれ開催しております。

3番の計画の策定につきましては、大樹町みどりの基本計画、大樹町子ども計画及び大樹町デジタル田園都市構想総合戦略をそれぞれの協議会等から答申をいただき、策定しております。

4番の委員等の委嘱につきましては、大樹町営住宅運営委員会委員及び大樹町子ども・子育て支援会議委員等をそれぞれ記載のとおり委嘱しております。

5番の宇宙航空関連につきましては、株式会社SUBARUの無人航空機飛行実験などが行われております。

6番の財産の処分につきましては、南通1丁目の分譲地、1区画を記載のとおり売却しております。

7番の入札執行関係につきましては、工事請負契約6件、業務委託契約21件、物品購入契約9件をそれぞれ記載のとおり、入札及び契約を行っております。

8番の人事関係、9番のその他、来庁者と会議出席等につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1番目、教育委員会の人事関係についてであります。4月10日付で7名の分掌替者の人事異動の発令、また、同日付けで5名の出向の発令を行っております。

2番目、その他会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。以上で教育委員会の行政報告を終わります。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

以上で、行政報告を終わります。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

町長と語る会の開催について、確認したいことがありますので、発言をしてよろしいか伺います。

○議 長

報告の範囲であれば許します。

○吉岡信弘議員

2の町長と語る会の開催について。2番目の子育て環境を考える有志メンバーの方が町長と語る会を開催したということでもありますけれども、子育て環境を考える有志メンバーなのですが、どういうメンバーなのかと、何かそのメンバーの中から特に、町長がこれという話があれば教えていただきたいと。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼子育て支援室南十勝こども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長

子育て環境を考える有志メンバーの関係ですけれども、有志の方々は、合計で5名の方が、今回の町長と語る会に来られて、メンバー的には、ママさん方、子育てするお母さん方が、主なメンバーの方々でした。

町長が特にこれという部分では、語る会の中での話もありましたけれども、保育士さんの確保について、何らか町の支援がないのか。お願いできないかという部分がありまして、この分に関しましては、町長のほうから、令和8年度に向けて考えたいという話を答えてございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

会議等の参加出席の中で、町長にはですね、2月25日の大樹町ゼロカーボン推進協議会の内容について、それから教育長には4月25日の公立高校配置計画の関係についてお聞きをしたいのですが、よろしいですか。

○議 長

報告の範囲内でお願います。

○菅敏範議員

それでは最初に、町長に2月25日に開催されました、大樹町ゼロカーボン推進協議会における主な協議内容について、差し障りのない中でお聞きをしたいと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

3月25日かと思います。ゼロカーボン推進協議会を開催いたしまして、1年間のゼロカーボンに対する取組の中で特にバイオガスの取組について、協議をさせてもらったというのが主な内容でございます。

バイオガスにつきましては、現在バイオガスプラントを所有している、農家さんからエア・ウォーターさんがガスを導入して雪印乳業に納入をしているというような状況が報告されまして、町としましてもバイオガスの熱利用という部分でこれから取り組んでいけないかというようなことを今考えているのだというようなことをお話しております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今後の地域で取り組む、ゼロカーボン推進の主な取組の課題などについて議論はされませんでしたか。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

バイオガスにつきましては、大変有効であるということは承知をしております、どうやって、どういう仕組みをつくっていくかという話を若干したのですが、その後、その会議の中では具体的な内容の細かいところまで行っておりませんが、ガス会社さんと協議をする中ではやはり、単価が示された段階で非常にやっぱり高上がりにつくところとところが導入に支障があり、現在、その単価についてももう少し深掘りをして今後に取り組んでいきたいということで、協議を進めているところでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは教育長に伺いたいと思います。4月25日に開催されました、ウェブ会議ですが、公立高等学校配置計画地域別検討協議会。この中で、現状として、大樹高校の入学者の減少が続いているわけですが、大樹高校の今後の取扱いについての議論は、ありませんでしたか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

4月25日に開催されました公立高等学校適正配置地域別協議会の中での大樹高校の扱いについてでございますが、この会議の議題につきましては、令和7年から9年度にかけての公立高校の配置計画についての確認、さらには今後ということで、令和11年、令和13年度に、中学校の受験者数が激減するという、その状況報告がございました。

その話の中で、大樹高校の入学者の数、あるいは今後の間口等については、特に大樹高校ということで、とりたてた議題、話題としては上がってはございませんでした。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

以前から議論されてきました、地元中学校卒業生の50%以上の地元高校への進学等が、50%以下の人数になって2年なり続いた場合には、こういうことを検討しますよって話が、あったのですがそのことは議論されていませんでしたか。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

これからの高校づくりの指針という中で特認校となるときの要件として、今、議員が申されたような内容が挙げられていることは記載のとおりでございますが、その部分については従来、変わりがないということで、特にそこが議題に上がって個別の高校についての取扱いが論議される議題になるということはありませんでした。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

入札等について質問をしたいと存じますが、よろしいですか。

○議 長

報告の範囲であれば許します。

○安田清之議員

まず一つですね。三つほどありますので、よろしく願いをいたします。

大樹町都市公園実施設計業務。公園測量等々、予算は認めてございます。これは何社でやって、落としたのは札幌市のドーコンという会社と。何社でやられて、最低価格、何%なのか教えをいただきたいのと、物品購入のところですね。浄水薬品、この部分、次亜塩素酸ナトリウム等々が四つほどあります。

この会社がずっと私が見ている限り同じ会社で、入札が執行されているような感じをするのですが、これはどういうことなのか。入札何件あるのか、お聞きをしたいと思います。この金額についても、若干、高いのか安いのか。市販の等々も調べたのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○議 長

再開いたします。

安田清之君。

○安田清之議員

そのほかに、グラウンドだとかいろいろ中央公園の委託管理だとかっていうものがあります。現実的に町は委託をしてそのあとの作業についての報告をもらっているというふうに思いますが、これが適正に行われているかどうか。誰が管理をし、どうやっているのか、お知らせをいただきたい。ということで三つです。

○議 長

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時19分

○議 長

再開いたします。

吉田総務課長。

○吉田総務課長

ご質問のありました入札関係でございます。

まず1点目、大樹町都市公園実施設計業務でございます。こちらに関しましては、道内の

取扱える事業者4社を指名してございます。入札に関しましては、1社がそのうち辞退となっておりまして、3社で行っております。落札業者は、行政報告に記載のとおりでございます。落札価格は予定価格に対して82.3%となっております。

続きまして、浄水の薬品の関係でございます。従来より議員ご指摘のとおり、4社のほうで入札をとり行っております。建設課のほうで確認しているところによりますと、取り扱っている業者が道内で4社に限るということで、それ以外にも道外の商社等で取り扱っている業者がございしますが、道内に絞らせていただきますと4社に限るということで、そちらのほうで入札をさせていただいている次第でございます。

続きまして、3点目の、施設の管理、監督の関係でございます。入札を行って、契約を行っているときに、まず、それぞれに、監督者と向こうは代表者を定めてございますので、そちらのほうで打合せをして、施工等を実施してございます。また、工事が完成した折には、検査を立ち会いますので、監督者となった者が、職員のほうは立ち会って、監督をするような形になってございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

取扱い業者が4社と。これは販売業者でしょう。間違いじゃないですか。販売業者というのはたくさんありますよね。4社しか扱ってないわけじゃないというふうに思いますが、こちら辺、僕も勘違いなのか。

現実的にうちも同じようなものを使っておりますが、会社は別で、もう少し安い。ですから、何かずっと慣れ合いたいのではないと思いますが、正式にやられていると思いますが、もう少し、値段等についても、薬品ね。ここの薬品、浄化槽のね、これはもう少し検討するべき。

相当大きな金額になっていきますし、単価的にはすごく安く感じますが、使っている量ですごいですから。こちら辺はしっかりと精査をしていただいて、町の財政を少しでも楽にしていかないと、今後、本当に町民が苦しむ状態に。これは大事な水ですから。

経済をせいというのは、単価を言っているのもあって、薬注を減らせとかいう意味ではございませんので、了解をお願いを申し上げます。

それからもう一つ、施設管理、維持管理等をやっている業者がありますが、これは、やはりきちっと報告書、何月何日までとか、色々な問題があるのだろうというふうに思いますが、何人工かかってとか、きちっと報告をする義務がありますよね。そこら辺は今までどういうふうなされ方をしてきたのか、お聞かせをいただきたい。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

いろいろな施設の維持管理については、先ほど吉田総務課長がお答えしたように、事業完

了したら完了報告書をいただいておりますので、それに基づいて職員も管理をしてございます。

また内容等につきましても、書類で内容確認をさせていただいて、不備がないかというところもあわせて今まで確認をしてきたところでございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

書類だけではなくてですね、少なくとも現場を見る、それから書類の提出日っていうのは決められているはずなのですよ。やってから何日以内とか。ここら辺はどういう形になっておられるのか。やはりもう少し厳粛に。大きな金額ですから、厳粛にやっていただかないと、一生懸命やっている業者、皆さんやっていると思いますが、そこら辺も含めて、人のことやら含めてね。きちっともう少し管理をしなければいけないのであろう。こういう大きな金額なのですよ。

これは単純に見ると大した金額には見えないかもしれないけど、この公園のために何千万という金を使っているのですから、管理もやっぱりきちっとしていただくと。そういうのが普通だと僕は思います。これ月にするとね。百数十万払うのですよ。町民の方、それだけ関わっているっていう認識はないかもしれせん。

パークゴルフ場もそうですし公園もそうですよね。中央運動公園も、それから柏林公園も、こういう問題はもう少し、町民の皆さんもこれだけのお金がかかっているのですよという認識もいただくために。

それから管理もきちっと、担当課はしていただくというお願いをしておきますので、答弁はそれ以上は要りませんが、今後また聞くことがあろうかと思っておりますので、きちっと適正に答えられるよう、また書類等も見せていただくこともあろうかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

辻本議員。

○辻本正雄議員

人事関係についてお伺いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議 長

報告の範囲内であれば許可します。

○辻本正雄議員

今回、新規採用で4名の方が採用されておりますが、この4名に関しては、募集人数に達しているのか、希望した人、職員の採用ができたのかその辺についてお伺いしたいと。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

辻本議員ご質問の人事の関係で職員の採用についてでございます。

今年は事務職員2名、建設の建築技師1名、また病院の事務を1名採用してございます。当初、うちのほうで、保健師等、また介護職員とかも、常時募集していますが、なかなかそういう部分の採用の応募がないということで、今現在、保健師に関しては、応募がなく、引き続き募集をかけているような形となっております。

それ以外に関しましても、事務職も、高卒の職員を1名採る予定でございましたが、応募が1名しかなく、その職員に関しても、こちらのほうで採用に至っていないような状況で、なかなか人手不足というのを実感しているところでございます。

以上でございます。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

内容については、採用が希望人数に至らなかったということではありますが、今回退職者が、8名に対しまして再任用3名、実質5名が退職されて4名の採用ということですが、今後、この不足した人数に対して職員に係る残業とか、そういったことが、あるいは、住民サービスが滞るといようなことが何か危惧されるわけですがその辺についてはどうお考えでしょうか。

○議 長

あくまで人事関係なので、今後の対応という意見が出ましたけど、意見としてとらえておきます。

ほかに質疑ありませんか。

ほかにないようなので、これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第44号

○議 長

日程第5 議案第44号大樹町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第44号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町税条例の一部改正をお願いするもので、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、本年3月に公布されたことから、

本条例において所要の改正を行うため、今回、ご提案申し上げます。内容につきましては住民課長が説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

初めに、改正内容の概要をご説明いたします。

今回の改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が、令和7年3月31日に公布されたことに伴う改正でございます。改正内容の説明に先立ちまして、概要から説明させていただきます。

個人住民税の関係では、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等に係る所得要件の引上げ等により、規定の整備を行うものでございます。

軽自動車税の関係では、二輪車の車両区分の見直しに関係して、規定の整備を行うものでございます。

たばこ税の関係では、加熱式たばこについて、国たばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税についても同様の見直しを行うものでございます。

それでは条文に沿い、説明させていただきます。次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。なお、法令の改正により、条例で引用している条項にずれが生じたものの改正、字句の表現方法が、改められたことによる改正など、規定している内容に変更点がないものについては、説明を省略させていただきます。

1 ページ、第18条は、公示送達についての規定でございます。公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正で、これまでの方法のほか、公示事項を、町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとした改正でございます。

2 ページをお開き願います。第34条の2は、所得控除についての規定でございます。所得割の控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加する規定でございます。

続いて、第36条の2、町民税の申告についての規定でございます。特定親族特別控除の創設に伴う、給与所得者、または公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備でございます。

4 ページをお開き願います。第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書についての規定でございます。第1項第3号は、扶養親族等申告書の記載事項について、特定親族の氏名を追加するものでございます。

続いて、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書についての規定でございます。特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定の整備でございます。第1項本文は、申告書を提出しなけ

ればならないものに特定親族を追加し、6ページ、同項第3号は、申告書の記載事項について、特定親族の氏名を追加するものでございます。

7ページをお開きください。第82条種別割の税率についての規定でございますが、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の改正により、第1項第1号ウに、新基準、原付バイクについて、軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とする改正でございます。続いて、第89条種別割の減免についての規定でございますが、軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備で、新基準、原付バイクにつきましては、原動機の総排気量及び最高出力を記載事項に加えるものでございます。

続いて、第90条、身体障がい者に対する種別割の減免についての規定でございますが、道路交通法の改正に合わせまして、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定を整備するものでございます。

11ページをお開き願います。附則第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例についての規定でございます。法令、法律改正に合わせて、町たばこ税の課税標準の特例について規定するものでございます。

13ページをお開き願います。本条例の改正附則になります。第1条施行期日は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。としておりますが、第1号、第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び、第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定は、令和8年1月1日、第2号、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定は令和8年4月1日、第3号、第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日に施行すると定めてございます。第2条では、公示送達に関する経過措置について、第3条では、町民税に関する経過措置について、第4条では、固定資産税に関する経過措置について、第5条では、軽自動車税に関する経過措置について、第6条では、町たばこ税に関する経過措置について規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

志民和義君。

○志民和義議員

8ページの、90条のところに、戦傷病者手帳というのがあるのですね。身体障害者手帳の一部なのですが。これは、昔、私らの印象では傷い軍人という言葉聞いたことがあるのですが、今現在、こういう方は、いらっしゃるのでしょうか。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

ただいまご質問の戦傷病者手帳の交付を受けている者、町内にいるのかどうかというところですが、現時点で手持ちの資料がありませんので、町内に手帳を持っている方がいるかどうかというのはちょっとお答えできないという状況で、後ほど該当する者がいるかどうか、調査し、報告をしたいと思っております。以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

第34条に、あらゆるところに出てくるのですが、特定親族特別控除。これ、特定親族って、扶養ではない、特別って書いてあるのですよ。これ、どういう方をどういうふうに、指名するのか。どういう方がなされるのか、ちょっと中身が分からないので、もう少し、説明をお願い申し上げます。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

ご質問の特定親族特別控除の創設について若干、概要のほうをご説明いたします。

今回の法改正の関係では、現下の厳しい人手不足。特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっている指摘があったということで、見直しがされたものとなっております。

所得税において、今回特定親族特別控除が創設されたわけですが、19歳から23歳未満大学生年代が、特別控除が受けられ、また大学生年代の方が合計所得金額、85万円を超えた場合でも、親等が受けられる控除の額が、段階的に低減する仕組み、そういったものが、所得税において、導入されるということになっております。

それらに関しまして、個人住民税においても、大学生年代の子等に関する特別控除、そちらのほうは、扶養親族、それから同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について引上げされたというふうな内容になってございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

大学生がちょうど狭間で扶養になれない時期があるから、これを扶養にするのだよと。これを特定扶養親族とみなしているのだろうというふうに、分かるのですがちょっと中身が、勉強不足な部分ありますのでまた勉強してからお聞きをしたいというふうに思います。

3回までですのもう1点だけ、お聞きをしたいと思っております。

もう一つは特別土地保有税、これどういう意味なのかちょっと分かりませんので、教えをいただきたい。

それからもう一つ、障がい者の部分で扶養ができ、減免ができるという、要綱があったような気がするのですが、身体、生計を一にする、一緒にもしくは身体障害者手帳、これは療育手帳も含められておりますが、一緒に住んでないと生計にならない。

ただ、車の免許も持ってない。こういう場合は特例っていうのはあるのかどうか。この文献では何もないので、障がい者同士と一緒に生活を生計しておりますが免許を持ってない。こういう場合、万が一、生計を一にしなければダメなのか、現実的に、誰かの手助けをいただいて、車等で行くことができるのかどうか。免許を持ってないとできないのか、生計をですから免許を持ってなくても、生計をしている方の車を減免をすることができるということだろうと私は認識をしたのですが、2人とも免許を持ってない。ただ、車で行く場合も必要な部分がある場合は、ならないのかどうか。

そこら辺の解釈は多分、今分からないだろうと思います。これ来たばかりなので、中の条文、我々も分からない。職員の皆さんも、一生懸命やられているけど、全部を、条文をこういう場合はということで、説いていけない部分があると思いますので、この部分はいいので、先ほどの部分だけもう一度ね。身体の部分について、道路交通法のところは後でゆっくりと協議をさせていただいて聞かせていただきますので、書類等をお調べをいただいておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

○議 長

再開いたします。

休憩します。

○佐藤議会事務局長

10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議 長

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの安田議員の質疑に対して、再度、説明を求

めます。

牧田住民課長。

○牧田住民課長

大変失礼いたしました。特別土地保有税の説明です。

土地の投機的取引の抑制と宅地の供給促進を目的とした税となっております。土地を所有している場合に課税される保有分に課税されるものと土地を取得した場合に課税される取得分に課せられるものがございます。

詳細につきましては後ほど資料の方をご提供して説明にかえさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議 長

他に質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

7ページ、第82条の原動機付自転車についてお伺いをしたいと思います。区分が、3区分から4区分に改正されるのですが、アイウの中に、ウがエになって、ウが新しく加わったのですが、個人的には原付バイク50ccとか、それから90ccから125cc以下とかという認識をしたのですが、これが一つ項目を増やして、何でこの原動機付自転車の部分が、何となく、かえって分かりにくくなったのではないかなという認識をするのですが、その辺は、私の思い違いでしょうか。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

原付自動車の区分変更に関するものでございますが、令和7年11月から適用される新たな排ガス規制の対応等のため、道路交通法施行規則が一部改正されております。

今まで総排気量で50ccという形で区分されておりましたけれども、新しい基準ということで、総排気量50cc超それから125cc以下の原動機の最高出力、そちらを4キロワットに抑制し、現行の原付と同等程度の性能に抑えた二輪車、こちらを新基準原付ということで新たに区分を設けたというものになっておりまして、そちらの新基準原付というのが、ウに位置づけられているということの規定となっております。

説明は以上となります。

○議 長

他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第45号

○議 長

日程第6 議案第45号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第45号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正をお願いするもので、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、本年2月に公布されたことから、本条例において所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げます。

内容につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

初めに、今回の改正内容の概要から説明させていただきます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年2月7日に公布され、4月1日から施行されたことに伴う改正でございます。改正の内容の主なものとして、2点ございます。

1点目は、課税限度額を引き上げるものでございます。国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の三つに分かれており、それぞれ限度

額が設定されております。このうちの基礎課税額の課税限度額を1万円、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を2万円、引き上げるものでございます。

2点目は、保険税の減額に係る軽減要件を緩和するものでございます。7割、5割、2割軽減の対象となる、世帯の所得は所得算定において、被保険者数の人数に応じて加算する金額を拡大することで、要件を緩和するもので、今回は5割軽減と、2割軽減について所得金額を改めるものでございます。

それでは条文に沿いまして説明させていただきます。次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。なお、法令の改正により、条項にずれが生じたものの改正など、規定している内容に変更点がないものにつきましては、説明を省略させていただきます。

1ページ、第2条は、課税額についての規定でございます。第2項では、基礎課税額について定めており、ただし書で限度額を定めておりますが、改正前の金額65万円を66万円に、改めるものでございます。同条第3項では、後期高齢者支援金等課税額を定めており、同じく、ただし書で限度額を定めておりますが、改正前の金額24万円を26万円に改めるものでございます。

1ページから2ページにかけて、第23条では、国民健康保険税の減額についての規定でございます。第1項では、課税限度額の改正に合わせまして、基礎課税額の限度額を、改正前の65万円を66万円に改め、後期高齢者支援金等課税額の限度額を改正前の24万円を26万円に改めるものでございます。同項第2号では、5割軽減判定所得の算定金額の見直しで、改正前の金額、29万5,000円を30万5,000円に改めるものでございます。同項第3号では、2割軽減判定所得の算定金額の見直しで、改正前の金額、54万5,000円を56万円に改めるものでございます。

3ページをお開き願います。第23条の3は、出産被保険者に係る届出についての規定でございます。第1項第1号で引用する、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について、これまで法令番号の規定がありませんでしたので、今回の改正に合わせて規定するものでございます。

附則になりますが、第1項、施行期日は公布の日とし、令和7年4月1日から適用するとしております。第2項適用区分では、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

志民和義君。

○志民和義議員

国民健康保険税の、最高限度額の引上げは支援金の引上げも入っていますけれども、こ

れ今ですね、国保のことにしましてはもう、引上げということになると、制度上の、財政上の構造的な問題ということで、低所得者、高齢者、こういう加入者が、多いと。

こういうことになってくると、これはもう最高限度額だけの人上がるのではなくて、全体的に上がってくるわけですから、負担は非常に多くて滞納の額も、国保税というのは非常に多いですね。

そしてまた支援金の場合、中小業者、零細業者、農業者、また、大企業の入っている健保組合、こういうところがほとんど赤字だという報道が一部にあったので、支援金に対する非常に不満がまたそちらのほうで出てくるということで、引上げということはもちろん、きちんと統一化したときにいろいろ話したら切りがないけれど、大変になるということだけはもう、私まず意見を言っておきますけれども、その点のことについてどうですか。

全体として、最高限度額を払う人がどのくらいいるのか。それを教えていただきたいと思います。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

ただいまご質問の限度額となっている世帯数についてお答えいたします。

令和6年度の当初賦課の時点での試算になるのですが、まず、令和6年度の状況を当初賦課時点で説明いたします。

基礎課税分、医療分では762世帯のうち40世帯になります。

後期高齢者支援金等分では同じく762世帯のうち42世帯、介護納付金で304世帯のうち、24世帯が、限度額に到達しているという状況です。

こちら、今回の限度額引上げによる影響ですけれども、基礎課税分、医療分ですけれども、増減なく40世帯、後期高齢者支援金等分では、5世帯減り、37世帯という試算結果でございました。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

国保税でも言ったらきりないので、いっぱいあるのだけれど、引上げになった大きな原因としては前にも聞いたのですが、自営業者の減少、農業者も含めて、ここが、やっぱり非常に大きいですねと、こういう答弁を私いただいているのですが、

この被保険者数というのは、どのくらい減っているのでしょうか。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○議 長

再開いたします。

牧田住民課長。

○牧田住民課長

被保険者数の1年での減少数ですけれども、毎年大体100名ぐらい減少ということで、ここ数年は推移しているところでございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

この数字も、私も聞いて驚いて、僕の印象としてはもう大体農業者の減少ということにしかないのですよね。

ここはやっぱり、国保会計、国保財政に対する影響は、国の責任はあるけれども、中小業者とか、農業者とかの減少に対する大きな原因があるということだけ分かりました。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されております国民健康保険税条例の一部改正について反対の討論を行います。

この国民健康保険税の財政基盤、これは、低所得者そして、高齢者、そして、さらに病気になるやすい、高齢者が多くなってくる。

さらに、今、数字を聞いて驚きましたが、毎年100人からの被保険者が減っていくと。これも財政基盤を整えていくということは非常に、厳しいということで、この問題はやっぱり国に対して是非、町長は町村会を通じて意見を述べていていただきたいというふうに考えております。

もう、これ以上言いようがないです。そのようなことで、この提案に反対をいたします。

○議 長

次に賛成討論の発言を許します。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ただいま議題となっております議案第45号、大樹町国民健康保険税条例の一部改正について。賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、被保険者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、構築された制度であります。

そのような中で、国民健康保険税条例は、かかる医療費の総額から、道費負担金等を除いた額を被保険者全体で負担をするもので、国民健康保険の被保険者の加入者が、安定的に医療給付を受けるための、基礎となるものであります。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、限度額等の改定を提案されているものでありますが、所得の多い人が限度額により、それ以上課税されないことと、中間層の被保険者に配慮した改正で、国保事業の安定運営を考慮した内容であります。

また、保険税の軽減基準判定となる金額の見直しについても提案されておりますが、軽減対象者の枠が広がったことにより、低所得者層を守るため、必要な改正であります。

したがって本条例改正は、国保事業を円滑に進めるための、適正な改正であるので、本条例改正に、賛成いたします。

○議 長

次に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号、大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立10人。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第46号

○議 長

日程第7 議案第46号大樹町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたしま

す。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第46号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険条例の一部改正をお願いするもので、被保険者等に対する傷病手当金の支給など、新型コロナウイルス感染症に係る特例制度につきまして、所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げるものであります。

内容につきましては住民課長が説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

初めに、今回の改正内容の概要から説明させていただきます。

今回の改正は、令和2年5月に、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者の収入減少に対する緊急経済対策の一環として、国が、国民健康保険及び後期高齢者医療における傷病手当金支給に対し、全額財政支援を行うとしたことを受けて、被保険者に対する傷病手当金の支給のため、必要な条文を追加しております。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等による、変更等に関する対応の方針により、令和5年5月8日以降は、5類感染症に該当するため、条例の適用対象から除外され、被保険者に対する財政支援が終了されています。

傷病手当金の請求権は、労務不能であった日ごとに、翌日から起算され、消滅時効の期間は2年となっており、今回、この2年経過に合わせて、傷病手当金に関する規定そのものを削除するものでございます。

それでは、条文に沿いまして説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございますが、1ページから2ページに掛けましての、第7条の2、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の規定、2ページから3ページにかけましての、第7条の3、第7条の4、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整の規定、こちらについて削除するものでございます。

附則になりますが、施行期日は令和7年5月8日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第46号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第47号

○議 長

日程第8 議案第47号大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第47号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正をお願いするもので、町立病院の診療科目に新たな科目を追加するものでございます。

内容につきましては、町立病院事務長が説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは議案第47号につきましてご説明いたします。

大樹町病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

表中、第2条第2項は、経営の基本となる診療科目を規定しており、9号として、循環器内科を追加するものです。

このたび、帯広徳洲会病院の循環器内科医師による専門外来を、毎月2回、第2、第4水曜日の午前に開設する計画が整いましたので、循環器内科を加えた九つの診療科を標ぼうするものです。

附則として、この条例は令和7年5月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

今回の診療科目の追加というところで診療科目が追加されるということは町民にとってもいいことかなと思っております。

その前提としてちょっと何点か確認したかったですけれども。この追加に当たる経緯ですね。町民のほうからの要望があったものなのか、その辺りの経緯と、あと見込患者数など、その辺りは把握されておりますでしょうか。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

まず町民要望なのかどうかという点につきましては、実際に、町民の皆様から要望があったというわけではないのですが、そもそもうちの内科診療にあつては、結構循環器内科と、かぶる部分が多くて今の院長なり副院長をはじめとして、診療しているところですけども、3月の中下旬頃に同病院からお話がありまして、その中で、徳洲会のほうで、循環器内科の力を入れてやっているの、患者を紹介してくれないかという話で結構いろんな病院から不定期で、そういう話があるのですけれども。

そういった中で、実際に、町立病院で診療行為を行った中で、徳洲会病院ということも知ってほしいし、循環器内科っていうところも。実際、直接、どの診療科もそうだと思うのですけれども、初期に診察、診断をしたときに、どういう対応をとるか。

やっぱり本当に病気だつていう場合には、初期診断がすごく重要なことがあるので、是非循環器内科を町立病院のほうで、専門外来としてやらせてほしいというお話があった中で、うちの院長も、一定程度、患者がいるということは当然把握しておりまして、今、院長もそういった診療をやっているのですけれども、トータルで月1回というよりも月2回ぐらい、来ていただいたほうが、今現在通っている町立病院の患者を見る中で、そのぐらい需要があるという、院長の判断もあつて、うちのほうから、できれば月2回でというお願いをしていたところです。

実際に何人いるという部分は、調べるのはちょっと難しいのですが、そういったうちの院長の判断の中で、月2回程度やればもう、循環器内科の需要があるという判断の中でお願いしたところです。

○議 長

播間章浩君。

○播間章浩議員

見込当たりですね、患者の見込を確認させていただいたところがやっぱり、今後、病院の中での負担だったりですね。やっぱり外部から来てもらうとき、恐らくというか、ただで来てもらうわけにはいかないと思いますのでそういった負担も発生するのかなってところがちょっと気になっておりました。

それで、医療費の中で賄えるのか、あと、病院側の負担がどれだけあって、なおかつ今後、町側の負担も発生していくのかその辺りの見込をもし分かれば。確認できますでしょうか。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

専門外来の開設に当たっての、収支のバランスだと思うのですが、お医者さんが、1人、1コマ、半日従事するに当たって、一定程度、20人から25人の外来があれば、マイナスになることはない。

ただ、当然新患ですとか継続してこられる患者さんによって取れる診療点数が変わってきますので。それとあと、どこまで検査をするかによって変わってきます。一律には答えることはできないのですけれども。一般的には20人、25人いれば、半日分ですね、マイナスになることはないと考えております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第48号

○議 長

日程第9 議案第48号令和7年度大樹町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第48号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては令和7年度大樹町一般会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ121万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億821万3,000円にするものでございます。

内容につきましては総務課長が説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは最初に、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

最初に歳出を説明させていただきます。

10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、社会体育推進事業で92万4,000円の増。4月の人事異動に伴い、職員1名を、B&G海洋スポーツインストラクター養成研修に参加させるための、講習費用や旅費について予算の計上をお願いするものでございます。

次に、2目、体育施設費、生花湖艇庫、維持管理費で15万4,000円の増。さきの事業において海洋インストラクターとなる職員のウエットスーツ及びマリンスーツを購入するための費用について予算の計上をお願いするものでございます。

次に13款諸支出金、1項特別会計繰出金、1目事業会計繰出金、介護保険特別会計繰出金で13万5,000円の増。介護保険特別会計において増額補正することから、一般

会計から繰り出しをするものでございます。

次に歳入を説明いたしますので、6ページ7ページをお開きください。20款1項1目共に繰越金、前年度繰越金で121万3,000円の増でございます。

次に第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明いたしますので、2ページをお開き願います。歳出合計補正前の額82億700万円。補正額10款教育費と13款諸支出金で、121万3,000円の増。補正後の歳出合計82億821万3,000円。

続いて歳入を説明いたしますので、1ページをお開き願います。歳入合計補正前の額82億700万円。補正額20款繰越金で121万3,000円の増。補正後の歳入合計82億821万3,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

安田清之君。

○安田清之議員

ここの部分ですね、B&Gの関係で旅費等々、66万3,000円、この内訳を教えてください。

旅費ですから、宿泊費等もあるのだろうし、飛行機代もあるのだろうし、どういう内訳でこの66万という数字が高いのか安いのか分かりませんので、教えをいただきたいというふうに思っておりますのと、15万4,000円、スポーツ指導員備品という関係で15万4,000円が出ております。

これはどういうものを買うか、備品ですから、服なのか、何なのか。教えをいただきたいというふうに思います。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

まず旅費の部分についてでございますが、今回の養成研修につきましては、全日程で、40泊41日という行程になります。

研修期間については、6月の3日から7月の5日までの33日間、それとあわせて今回、2級の小型船舶免許を合わせて取得をする計画をしておりますので、それが7月の5日から10日ということで、6月1日に行きまして7月11日に帰ってくるという日程の旅費分を計上してございます。

旅費については航空運賃であるとか、あとは宿泊費、日当部分でございます。それと、施設費の部分でございますけれども、今回購入するのは新たに今回派遣する職員に着せる、海洋スポーツをやるときに着るウェットスーツ。身体を保護する、着る服ですね。あと、靴ですね。今回それを購入させていただいて、その研修に持参していくという中身で

ございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

研修を受けると、そういう免許を受けると。それから備品を買うと。これ備品って、この方がいる間はいいでしょうけど、いない場合また備品がかかりますね、現実的に。スーツだから体に合わなきゃいけないのでしょうか。その都度かかるということですね。こちら辺の考え方、現実的には、そういう異動で、動きました。はい、また次の方、ということになると本当に経費がかかるものになってくる。そこら辺の考え方は教育委員会どのように思っているか。

それから、船舶の免許を取ると。これ何か必要なのですか、カヌーは船舶になるのか。カヌー、あれ、船舶エンジンついてないから船舶じゃないのでしょうか。うち、船舶を買うのか。うちにあるの、船舶。今まで誰が持っていた、免許。こちら辺がはっきりと。ただB&Gのことですから、いろいろしていただいている部分もあります。必要な部分もあるだろう、現実的には。一時は盛り上がっていた部分が、若干この頃はあんまり聞くこともなくなっていると。

こちら辺のことも踏まえて。それからこれ、今、かかる部分だけ出ていますよ。これ多分時間外も出てくるのじゃないか。職員が行くのでしょうかこれ。いろいろな部分が出てくるのかなと、補正でまた足りなければ出てくるのだろうと思いますが、こちら辺が本当にどうなのか。必要なのかなっていう、ちょっと認識を体育事業ですから子供たちにカヌーだとか教えるということも重要だというふうには認識しておりますが、あまりこの頃聞きませんので、現実的には、年何回ぐらいやっているのかどうか、一生懸命やってくれるだろうというふうには思っています。

選定をしていくのですから優秀な方なのだろうなど、いうふうに思っていますが、こちら辺はどういうふうなお考えでこういう形になったか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

まず1点目ウエットスーツ等々、人事異動があったときどうするのか、その都度購入するのかという部分についてはですね、以前指導資格を持っていた方で異動された方については、そのまま置いていかれて、次の方が着られるサイズであれば、着回しをするというような形で今やっているところでございます。

それと、船舶の免許につきましては、今艇庫には、水上バイクというものと、あと、救命ボート、救命艇と船外機がついている船がございます。船外機がついているものについ

では、船舶として2級の免許が必要ということになります。

それと、水上バイクについては船舶の特殊という免許が必要になる。それを持ってないと操縦できないという資格がございます。今まではこのB&Gの指導者になっている者については、今回行く養成研修に合わせて取得をしてきているということでございますので、そういう形で今回も予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第49号

○議 長

日程第10 議案第49号令和7年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第49号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和7年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第1号)をお願い

するもので、今回は、歳入歳出それぞれ13万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億443万5,000円にするものでございます。

内容につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、ご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

水津保健福祉課長。

○水津保健福祉課長兼子育て支援室南十勝子ども発達支援センター所長兼子育て支援室学童保育所長

議案第49号について、事項別明細書で説明させていただきます。まず初めに歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出3款、地域支援事業費、2項、包括的支援事業、任意事業費、1目、包括的支援事業費、補正額13万5,000円の増、12節、委託料で、インターネット端末設定業務の増額補正をお願いするものでございます。

今年度、らいふで導入するパソコンが、役場のネットワークに追加されますが、セキュリティー設定業務の委託料を失念していましたので、今回補正をお願いするものでございます。

次に歳入について説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。歳入、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額13万5,000円の増。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明いたしますので、2ページをお開き願います。歳出合計、補正前の額、7億430万円。補正額、3款地域支援事業費13万5,000円の増、補正後の歳出合計が、7億443万5,000円となるものです。

次に歳入を説明いたしますので、1ページ目をお開き願います。歳入合計補正前の額7億430万円。補正額、6款繰入金、13万5,000円の増、補正後の歳入合計7億443万5,000円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第50号

○議 長

日程第11 議案第50号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第50号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結について議決をお願いするものであります。

工事名は、生涯学習センター空調設備設置工事。

工事の施工場所は大樹町双葉町6番地1。

契約方法は指名競争入札。

契約金額は、6,446万円。

契約の相手方は、大樹町字振別145番地6、株式会社北海道アルファ代表取締役、米山豊。

工事内容は、施設内の18室にエアコンを設置するもので、室内機30台と室外機27台を設置する機械設備工事等を行うものであります。

工期は契約締結日の翌日から令和8年1月30日までであります。

なお、議案下段に、条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

大した高額の6, 400万円と機械設備工事。これ何社でやって、この指名業者どうい
う基準で選ばれたのか。お聞かせをいただきたいと思います。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

今回入札では4社、町内業者4社で入札をしてございます。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時46分

○議 長

再開いたします。

志民和義君。

○志民和義議員

こういう事業をやる場合ですね、専門の電気とか、そういう分割発注っていうのはどう
なのでしょう。検討なされたのでしょうか。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

学習センターの空調設備の設置工事につきましては、指名業者に関しましては、大樹町
にある指名競争の指名委員会のほうで決定しております。

内容的にはですね、学習センターのほうにエアコンを室内機30台、あと室外機27台
という形で設置するものでございます。基本的にはですね、この業務に関しては、町内の
管工事の設置業者でできるものと判断しております。

また、議員ご指摘の分割発注の分に関しては、電気の部分も、この工事には入り込むわ
けですが、主なものとしては、エアコンの設置という形で、管の設置っていう部分が主な
ものですので、業者のほう一本で、分離発注はしないという形で、委員会のほうで決定し
てございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

この工事内容が、18室に室内機30台ですから、これで全ての部屋にエアコンが設置

されるというふうに理解をするのですが、1点だけ確認させてください。

現在、図書館として、使っている部屋が、何室かあるのですが、図書館の事務室的に使っている部屋もエアコン設置の対象になってるのか、なっていないのか。僕の認識では、あそこは、部屋よりも何となく、吹き抜けみたいになっていて、部屋という状況でなかったような気がするのですが、設置の対象になっているのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

議員おっしゃるように、あそこを部屋というくくりではないのですが、一応今回エアコン1台、室内機1台つける予定になってございます。

以上でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

つけるのはどうかと思うのですが、エアコン設置をしても、冷気が全部ロビーのほうに抜けていって効果がないような、そういう部屋だから、この18室に含まれていないのかなと思ったのですが。

ということは、つけるということは、18室の中に図書館の事務室も入っていて、効果の程についての認識はどのようなのですか。

○議長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長兼図書館長

今回の18室ということで、今回つける1階でいくと、ロビーも、もう全部つけますので、それと同じような感覚というか、きちっと囲われてる部屋ではないのですが、事務室も職員が常時おりますので、そこの執務環境もですね、整えなければならないという判断のもと、エアコン1台を設置をする予定でございます。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

○議 長

再開いたします。

◎日程第12 議案第51号

○議 長

日程第12 議案第51号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第51号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結について議決をお願いするものであります。

工事名は、北海道スペースポート整備工事。

工事の施工場所は、大樹町字浜大樹80番地ほか。

契約方法は随意契約。

契約金額は6億2,935万4,000円。

契約の相手方は、日本工営・黒川・清水・宮坂特定建設工事共同企業体、代表者日本工営株式会社札幌支店支店長、橋場勝康。

工事内容はロケット組立等一式など記載のとおりであります。

工期は契約締結日の翌日から、令和8年3月17日までであります。

なお、議案下段に、条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議

決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

この随意契約なので、そのままということで、この工期、令和8年、3月17日まで。これは大丈夫なのですね。前回もいろいろありました。予算も補正等で足りないとか足りるとか、工期がこうとかということがいろいろありました。

これやっぱり町の負担ですから、ここら辺は新しい課長ができたので、一言。このことについて、胸の内、聞かせていただければありがたいかなというふうに思います。

○議 長

菅宇宙航空課長。

○菅宇宙航空課長

今回の工事につきまして、工期は大丈夫かということでありますけども、基本的に、過去3年間やってきたJVと、今回4年目随意契約という形でご提案させてもらっていますけども、打合せは数多くしてきておりますが、この議決いただいた後の本契約をもって、JVで発注行為が行われるということになりますので、そこからいろいろ資材の調達が始まるということになります。

この場で大丈夫ですということをはっきりと言いたいところでありますけども、いろんな情勢に流される資材が多いものですから、この1年間だけを見たときに、繰越し事業となる可能性はあるかなと思っています。ただ、この3年間で終わらせるといったところを5年の事業にしたところの、来年度の9月末というところは厳守という形で進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

現実的には随契ですから、なるということでもう初めからこれ契約、随契できているわけ。これから発注とか何とかっていうのは、それでないと試算もできないのですよね。

だから工期が遅れるなんていうことは、僕は経営者としておかしいと思いますから、しっかりとこれから本契約をする上で、議会でこういう、これ全部が名門ですよ。この工事やっている会社。あの人方から言えば大した金額じゃありませんよ。何千億もやるわけですから。

だけど、約束は守りましょうと、議会からはっきり言われましたと。その部分をよろしく願いますよと。録音ぐらい取っておいてください。やっぱりそのぐらいの意気込みを持ってやりましょうよ。舐められちゃ駄目。こういう大手ね、やっぱり工期は工期

と、契約をする以上は責任をとると、大樹の業者だってみんな責任とっているのですよ。きちっとね、ですから大手であろうと何であろうと、契約をした以上は責任を持って施工をしていただきたいと思います。

そういうことで、初めての課長の答弁でもありましたので、僕の今言っている胸のうちも十分ご理解だと思しますので、この業者の方々にはよろしく、1日でも早くつくり上げていただくようお願いをしていただきたい。それで、工期は守っていただきたいということを切にお願いをして終わります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第52号

○議 長

日程第13 議案第52号財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第52号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得について議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型。

数量は一式。

取得金額は5,918万円。

取得の方法は指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役、岩村純一。

参考といたしまして、納入期限は令和8年3月31日、仕様概要は記載のとおりであります。

なお、議案下段に、条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

播間章浩君。

○播間章浩議員

今回指名競争入札ということなのですが、取得の相手方が札幌の業者というところではあったのですが、こちら大樹町内の業者は選択肢はなかったのか。その辺り確認できますでしょうか。

○議 長

杉山総務課参事。

○杉山総務課参事

今回、北海道内に放水確認可能な専用工場を有し、納車後、消防車両の基礎改修、車両全般の修理に迅速に対応できる業者としております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

1点確認させていただきたいと思います。これ7年度製ですから、これから発注してから、1から消防車をつくって納入をさせるという理解でよろしいですか。

○議 長

杉山総務課参事。

○杉山総務課参事

そのとおりでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 選任第1号

○議 長

日程第14 選任第1号委員会の委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第6条第4項の規定に基づき、閉会中において、議長により、各委員会の委員を指名いたしました。

これより事務局長から指名した委員会の構成を報告いたします。

佐藤議会事務局長。

○佐藤議会事務局長

それでは、委員会構成を報告いたします。

総務常任委員会の委員に、寺嶋誠一議員、辻本正雄議員、菅敏範議員、志民和義議員、杉森俊行議員、吉岡信弘議員。

経済常任委員会の委員に船戸健二議員、西田輝樹議員、斉藤徹議員、安田清之議員、西山弘志議員、播間章浩議員。

広報広聴常任委員会の委員に、吉岡信弘議員、志民和義議員、菅敏範議員、安田清之議員、西田輝樹議員、辻本正雄議員。

議会運営委員会の委員に、播間章浩議員、安田清之議員、菅敏範議員、寺嶋誠一議員、船戸健二議員、吉岡信弘議員。

以上でございます。

○議 長

お諮りします。

ただいま指名いたしました委員会構成について、諸君を各委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの委員会構成において、諸君を各委員会の委員に選任することに決しました。

◎日程第15 選任第2号

○議 長

日程第15 選任第2号委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条第2項の規定に基づき、各委員会の委員長及び副委員長を選任いたします。

お諮りします。

総務常任委員会の委員長に、寺嶋誠一君、副委員長に、辻本正雄君。

経済常任委員会の委員長に、船戸健二君、副委員長に、西田輝樹君。

広報広聴常任委員会の委員長に、吉岡信弘君、副委員長に、志民和義君。

議会運営委員会の委員長に、播間章浩君、副委員長に、安田清之君を選任することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員会の委員長及び副委員長を選任することに決しました。

これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、令和7年第3回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後12時05分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員